

平成21年5月11日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成21年5月11日（月）午前10時00分開会

第1 議長の選挙

平成21年5月11日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）の2

平成21年5月11日（月）午前10時00分開議

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 副議長の選挙

第6 発議案第1号の上程説明並びに審議

第7 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任

第8 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第10 議案の上程説明並びに総括審議

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年5月11日（月）午前10時00分 開会

○議会事務局長（金坂正利君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年茂原市議会第1回臨時会が招集されました。この議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、新たに議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員中、勝山穎郷議員が年長の議員でありますので、臨時議長としてご紹介申し上げます。

勝山穎郷議員、議長席に着席をお願いいたします。

（臨時議長 勝山穎郷君 議長席着席）

○臨時議長（勝山穎郷君） おはようございます。ただいま臨時議長として御紹介を受けました勝山穎郷でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立いたしました。ただいまから平成21年茂原市議会第1回臨時会を開会いたします。

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時00分 開議

○臨時議長（勝山穎郷君） 直ちに本日の会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

○臨時議長（勝山穎郷君） この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。

「仮議席」は、ただいま皆さんが着席の議席といたします。

————— ☆ ————— ☆ —————

市長 あ い さ つ

○臨時議長（勝山穎郷君） ここで、市長からごあいさつがございます。

市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） おはようございます。

本日、ここに初議会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

御列席の議員各位におかれましては、去る４月19日執行の市議会議員一般選挙におきましては、多くの市民の衆望を集められ、めでたく御当選を果たされましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げる次第であります。

このたびの選挙におきましては、世界的な金融危機の深刻化や景気の急速な悪化など、本市を取り巻く社会経済情勢がますます厳しさを増す中、まことに厳しい選挙であったと御推察申し上げます。

議員各位には、その御苦勞に敬意を表すとともに、今後とも本市発展のため、なお一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げる次第であります。

さて、本市は、昭和27年の市制施行以来、半世紀を既に経過し、この間、先輩諸兄のたゆまざる御努力により、名実ともに「外房の中核都市」として発展を続けてまいりました。現在、地方自治体は国の構造改革、財政改革など、さまざまな制度改革が行われる中、大変厳しい行財政運営の状況下で、真の地方自治の実現に向けて模索を続けている状態でございますが、本市の将来都市像である『ゆたかなくらしをはぐくむ「自立拠点都市」もばら』の実現のために、「市民の声を政策に」「市民の目線で実践」をモットーに、大胆に着実に、「選択と集中」により、「市民が安心して暮らしていけるまちづくり」に全力を傾注してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後ともなお一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

議会及び執行部が市政運営の両輪となり、行財政改革をなし遂げる大いなる推進力となりますことを御期待申し上げ、簡単ではございますが、私からのあいさつにかえさせていただきます。まことにおめでとうございました。

○臨時議長（勝山颯郷君） 以上で、市長のごあいさつが終わりました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○臨時議長（勝山颯郷君） ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承を願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 選 挙

○臨時議長（勝山颯郷君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第１「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（勝山穎郷君） ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長（勝山穎郷君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○臨時議長（勝山穎郷君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長（勝山穎郷君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いをいたします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

○臨時議長（勝山穎郷君） 投票漏れはございませんか。

(な し)

○臨時議長（勝山穎郷君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（勝山穎郷君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に飯尾 暁君、前田正志君を指名します。

両君の立ち会いをお願いをいたします。演壇までお進みください。

(開 票)

○臨時議長（勝山穎郷君） 選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員に符号しています。そのうち、有効投票25票。

無効投票 1 票。

有効投票25票のうち

常 泉 健 一 君 13票。

関 好 治 君 10票。

平 ゆき子 君 2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、常泉健一君が議長に当選されました。（拍手）

ただいま議長に当選されました常泉健一君が当議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

常泉健一君から当選承諾のごあいさつをお願いをいたします。

（23番 常泉健一君登壇）

○23番（常泉健一君） それでは、一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいま議会議員の皆様方から、私に議長という職を御推挙いただきまして、まことに光栄と、そしてまた責任の重さを痛感しておるところでございます。私は、もとより浅学非才の身でございまして、皆さん方のお力添えなくしてはこの職務を遂行することはできません。したがって、議会議員の皆さんの方の一層のお力添えを私に賜りますよう心からお願いを申し上げますところでございます。

そしてまた、今茂原市の財政状況、非常に厳しいところがあるわけでございますけれども、田中市長のもと、執行部と、そしてまた議会とが一つになりまして、市民の付託にこたえられる議会としてまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。このことをなし遂げる上でも、皆さん方のお力添えを倍しましてお願いを申し上げますところでございます。

そして結びに、今日まで御努力をされました、御苦勞をされました前市原議長、そして同じく三枝副議長のお骨折りに対しまして、改めて感謝と敬意を申し上げますところでございます。前任者同様、常泉に対しましても一層のお力添えを重ねてお願いを申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（勝山颯郷君） ただいまの議長の選挙をもちまして臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、常泉健一議長、議長席にお着きを願います。

（議長席着席）

○議長（常泉健一君） それでは、ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時22分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時35分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

議事日程（第1号）の2をお手元に配付いたしましたので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 席 の 指 定

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長より指定いたします。

お手元に配付いたしました議席表のとおり議席を指定いたします。

————— ☆ ————— ☆ —————

会議録署名議員の指名

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第81条の規定により議長より指名します。

会議録署名議員に

3番 矢 部 義 明 君

4番 金 坂 道 人 君

の2名を指名します。

————— ☆ ————— ☆ —————

会 期 の 決 定

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることと決定いたしました。

————— ☆ ————— ☆ —————

副 議 長 の 選 挙

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第5「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。議場入口の閉鎖をお願いいたします。

（議場閉鎖）

○議長（常泉健一君） ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（常泉健一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○議長（常泉健一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（常泉健一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

○議長（常泉健一君） 投票漏れはありませんか。

(な し)

○議長（常泉健一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（常泉健一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 中山和夫君、6番 山田きよし君の2名を指名いたします。

両君の立ち会いを願います。演壇までお進みください。

(開 票)

○議長（常泉健一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員に符号しています。そのうち、有効投票26票。

無効投票0票。

有効投票26票のうち

深 山 和 夫 君 14票。

腰 川 日出夫 君 10票。

飯 尾 暁 君 2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、深山和夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました深山和夫君が本議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

深山和夫君から当選承諾のごあいさつをお願いします。

(16番 深山和夫君登壇)

○16番(深山和夫君) ただいま皆さん方の御信任をいただきまして、副議長として御信任いただきましたけれども、もともと非才な身でございますけれども、これから議長ともども、この議会運営を円滑にしていきたいと思いますので、皆さん方の御協力を切にお願い申し上げます。

大変簡単でございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(常泉健一君) ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時47分 休憩

————— ☆ —————

午後1時00分 開議

○議長(常泉健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。本日、金澤武夫君から、今定例会に提出するため発議案1件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長(常泉健一君) 次に、議事日程第6「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題といたします。

発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を上程します。

発議案第1号について、提出者金澤武夫君から提案理由の説明を求めます。

(26番 金澤武夫君登壇)

○26番(金澤武夫君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、効率的な議会運営を図るため、議会運営委員会等の委員定数を改正しようとするも

のであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決することと決定しました。

————— ☆ —————

常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第7「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

事務局長から委員会名並びに氏名を朗読させます。

○議会事務局長（金坂正利君） 申し上げます。

総務委員会委員。

8番 森川雅之議員、9番 平ゆき子議員、10番 鈴木敏文議員、16番 深山和夫議員、17番 勝山頴郷議員、21番 早野公一郎議員、25番 田辺正和議員。

次に、教育福祉委員会委員でございます。

2番 前田正志議員、3番 矢部義明議員、7番 細谷菜穂子議員、12番 田丸たけ子議員、15番 伊藤すすむ議員、22番 三枝義男議員、23番 常泉健一議員。

次に、建設委員会委員でございます。

6番 山田きよし議員、11番 ますだよしお議員、13番 加賀田隆志議員、20番 関 好治議員、24番 市原健二議員、26番 金澤武夫議員。

次に、市民環境経済委員会委員でございます。

1番 飯尾 暁議員、4番 金坂道人議員、5番 中山和夫議員、14番 腰川日出夫議員、18番 初谷智津枝議員、19番 三橋弘明議員。

次に、議会運営委員会委員でございます。

4番 金坂道人議員、8番 森川雅之議員、9番 平ゆき子議員、11番 ますだよしお議員、12番 田丸たけ子議員、15番 伊藤すすむ議員、17番 勝山頴郷議員、18番 初谷智津枝議員。
以上でございます。

○議長（常泉健一君） お諮りします。ただいま事務局長が朗読した諸君を常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午後 1 時 06 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 00 分 開議

議 長 の 報 告

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

休憩中に常任委員会、議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行った結果、総務委員会委員長に勝山頴郷君、同副委員長に早野公一郎君。

教育福祉委員会委員長に田丸たけ子君、同副委員長に細谷菜穂子君。

建設委員会委員長にますだよしお君、同副委員長に加賀田隆志君。

市民環境経済委員会委員長に三橋弘明君、同副委員長に初谷智津枝君。

議会運営委員会委員長に伊藤すすむ君、同副委員長に勝山颯郷君。

がそれぞれ選任されました。

☆

長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第8「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を行います。

本件は任期満了に伴い選挙を行うものであります。

選挙すべき数は5人であります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定いたしました。

続いてお諮りします。指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、10番 鈴木敏文君、13番 加賀田隆志君、14番 腰川日出夫君、15番 伊藤すすむ君、24番 市原健二君の5人の方を指名します。

お諮りします。以上の被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました5人の方が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5人の方が本議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

☆

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第9「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件は平成19年1月1日に発足いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合の議会議員につきまして、同連合規約第8条に基づき選挙を行うものであります。

選挙すべき数は1人であります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがって、議長から指名することと決定しました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、常泉健一を指名します。

お諮りします。ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがって、私、常泉健一が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

当選者が本議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（常泉健一君） 次に、本臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

次に、本臨時会の議案等説明のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席報告がありました。

————— ☆ —————

議案の上程説明並びに総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、議事日程第10「議案の上程説明並びに総括審議」を議題といたします。

議案の上程については、報告4件、議案1件を一括上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） このたび議長、副議長に御就任をされました常泉健一議長、深山和夫副議長におかれましては、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

さらに、各常任委員会、その他人事構成につきましては、それぞれ決定されたわけでございますが、まことに御苦労さまでございます。

御承知のとおり、社会経済情勢が大変厳しい中、行財政改革を徹底してまいらなければならないわけでございますが、私といたしましては、今後とも議会と執行部が改革推進の原動力となりますよう、密接に連携を取りながら市政運営を進めさせていただく所存でございます。議員各位におかれましては、今後とも何とぞ一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に御提案申し上げます案件は、報告4件、議案1件でございます。

まず、報告第1号は「専決処分の承認を求めることについて」でございます。本報告は、「ひめはるの里」が指定管理者の撤退に伴って休園となり、市としては法人その他の団体に長期の貸付を行うために平成21年3月18日をもって「茂原市ひめはるの里の管理及運営に関する条例」を廃止したところですが、公募によって選定・決定された貸付事業者の「株式会社ニチイグリーンファーム」に対し「茂原市普通財産貸付料算定基準」により適正な対価で有償貸付を行うべきところ、建物等が開園以来二十数年の経過によって老朽化が進んでおり、有償貸付とするには市が多額の修繕費を負担しなければならないことから、無償で貸付することとして貸付業者と平成21年4月1日から賃貸借契約を締結するため、急施を要するものと認め、平成21年3月30日に専決処分といたしましたものでございます。

続きまして、報告第2号の「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、本報告は「千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱」が平成21年3月31日付で改正され、同年4月1日から適用されたことに伴い、「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」も同年4月1日から施行されるため、急施を要するものと認め、同年3月31日専決処分といたしましたものでございます。

続きまして、報告第3号の「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、本報

告は、平成21年度の税制改正により茂原市税条例の一部を改正したものであり、この条例を平成21年4月1日から施行させるため、急施を要するものと認め、同年3月31日専決処分といたしたものでございます。

続きまして、報告第4号の「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、本報告は、国民健康保険税の介護給付金に係る課税限度額及び課税対象となる所得金額に係る法令の改正があったことから、「茂原市国民健康保険税賦課徴収税条例」の一部改正につきましては、平成21年3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

続きまして、議案第1号の「監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、このたびの委員につきましては、議員の中からの選任でございまして、初谷智津枝氏が最適任者と存じますので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をいただきたく御提案申し上げるものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきまして、それぞれ担当部長から説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

○議長（常泉健一君） 経済部長 川崎清一君。

（経済部長 川崎清一君登壇）

○経済部長（川崎清一君） 経済部所管にかかわります報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、平成20年6月30日をもって、ひめはるの里の指定管理者が撤退し、7月から休園となったことに伴い、今後の管理運営について、庁内でさまざまな観点から検討を重ね、ひめはるの里を法人その他団体へ長期の貸付をすることとし、平成21年3月18日をもって、「茂原市ひめはるの里の管理及び運営に関する条例」を廃止したところでございます。

市では、ひめはるの里のコンセプトを継承することを条件貸付の相手方を募集し、「株式会社ニチイグリーンファーム」を貸付事業者として選定し、決定したところでございます。

土地の貸付につきましては、茂原市普通財産貸付料算定基準により、適正な対価で有償貸付を行うこととし、建物等につきましては、開園以来20年が経過し、老朽化が進み、有償貸付するには多額の修繕費を市が負担しなければならないことから、無償で貸し付けることとしましたが、地方自治法第96条第6項の規定により、「適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けること」を議会の議決要件としているところでありますが、市民の憩いの場として早期に再開できるよう貸付事業者と賃貸借契約を締結するため、平成21年3月30日に専決処分したものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（常泉健一君） 健康福祉部長 古山 剛君。

（健康福祉部長 古山 剛君登壇）

○健康福祉部長（古山 剛君） 健康福祉部所管にかかわります報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定であり、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱が平成21年3月31日付で改正され、平成21年4月1日から適用されることに伴い、茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例も本年4月1日から施行するため、急施を要するものとして、本年3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

改正の内容につきまして御説明申し上げます。

本事業につきましては、重度心身障害者（児）の健康福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、医療給付の自己負担額を助成するものであり、県の補助金を活用し実施いたしております。

千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱においても、障害者自立支援法による医療給付に準じて定められておりますことから、合算する市町村民税所得割の額が23万5000円以上の者は「受給権者とし不在」とされているところであります。ただし、この所得制限に係る者のうち、高額治療継続者に該当する方については、県の要綱の経過措置の附則において、平成21年3月31日までこの規定を適用せず、助成対象としているところであります。さらに、この期限を平成24年3月31日まで3年間延長する改正が行われたことに伴い、茂原市においても重度心身障害者の医療費助成の高額治療継続者に該当する方の経過措置の期限が平成21年3月31日で終了するため、千葉県と同様の改正を行い、平成24年3月31日まで期限の延長をいたしたものでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 企画財政部長 平野貞夫君。

（企画財政部長 平野貞夫君登壇）

○企画財政部長（平野貞夫君） 企画財政部所管にかかわります報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成21年3月31日に公布され、同

年４月１日から施行されることに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するものとして、本年３月31日に専決処分をいたしたものでございます。

その改正の概要について申し上げます。

まず、個人住民税ですが、所得税における住宅ローン控除の延長及び拡充に伴い、個人住民税においても住宅ローン特別控除を創設することといたしました。これは、平成21年から平成25年の間に住宅ローンでマイホームを建築、または購入し、入居した者が所得税から住宅ローン控除額を全額控除できない場合に、控除できなかった額の一定額を限度として翌年度の個人住民税から減額するというものでございます。

また、平成21年１月１日から平成23年12月31日までの上場株式等の配当及び譲渡益に対する個人住民税の税率について、現行の軽減税率を適用することといたしました。上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る税率については、本則で５％となっておりますが、平成21年度までは特例措置として３％の軽減税率が適用されております。この軽減税率の適用を平成22年度から平成24年度までの３年間延長するというものであります。

次に、固定資産税ですが、平成21年度の評価替えに伴い、見直しが行われることとなっております。土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置については、評価額に対する税負担の均衡化を図るため、平成21年度から平成23年度までの間も引き続き現行の負担調整措置を継続することといたしました。

以上が主な改正点でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 市民環境部長、風戸茂樹君。

（市民環境部長 風戸茂樹君登壇）

○市民環境部長（風戸茂樹君） 市民環境部所管にかかわります報告第４号について御説明申し上げます。

報告第４号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、本報告は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令等が平成21年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることとなったことに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、３月31日に専決処分したものでございます。

改正の概要について申し上げます。

最初に、介護納付金に係る課税限度額の改正についてですが、地方税法及び同法施行令の改正に伴い、現行の課税限度額９万円を10万円に引き上げたものでございます。

次に、他の改正内容についてですが、国民健康保険税の課税対象となる所得金額に係る規定について、地方税法及び関係法令の改正が行われたため、所要の改正を行ったものでございます。

以上、主な改正について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

午後 2 時 22 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 35 分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案に対する質疑を行います。

まず、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。平議員。

○9 番（平ゆき子君） ひめはるの里について、今回、普通財産として民間会社、株式会社のニチイグリーンファームに貸し付けるということになりましたが、今後とも、ひめはるの里が市民の皆さんの憩いの場として、これまでどおりのコンセプトで継承されるということなので、ぜひそれを続けていただきたいと思います。2 つほど。

1 つは、このひめはるの里にある建物の管理について、この建物、大規模な修繕、改修、または改装や新築をする場合、市としてはどのように対応するのか。また、災害、天災、そういったことがあった場合はどう対応するのかをお伺いしたいのが 1 つ。

2 点目は、オープンに向けて今、多分準備中だと思うんですが、開園はいつになるのか。この 2 点をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（常泉健一君） 当局の答弁を求めます。経済部次長、山崎春雄君。

○経済部次長（山崎春雄君） ひめはるの里の管理につきまして御回答させていただきます。

1 点目でございますが、建物について大規模改修等ということでございますけれども、土地建物賃貸借契約書の第 9 条第 1 項の規定によりまして、「施設の物件の撤去、滅失もしくは大規模な修繕、改修、改装や新築をするときは事前に協議し、書面による承諾を得るもの」となっておりますので、現在、計画に基づいて進めておるわけなんですけれども、そちらのほうは市と協議して、市が承諾した段階で改修していくということでございます。また、天災等の場合なんですけれども、それにつきましては、天災等による災害があった場合、施設の修復等に

については、借り手の負担により行っていただくことと契約でなっております。

もう1点なんですけれども、ひめはるの里の新規オープンということなんですけれども、現在、施設を整備期間として、建物の改修等、いろいろ見積り等を出しております、中の工事に着工している状況でございます。できるだけ早くということで、来年の平成22年4月1日のオープンを目指して業者の方には頑張ってもらっておりますので、私どもも来年4月1日オープンを期待しておるところでございます。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 平議員、よろしいですか。平議員。

○9番（平ゆき子君） 答弁を受けまして。一定の条件のもとで、とにかく今後とも貸し付けて、そしてまた、いろいろな今後の運営についても、何かがあった場合は双方で協議するというようなことなんです、一番危惧することは、トラブルに対してきちんと対応ができるか、こういうことが大変心配なんです。貸したはいいけれども、業者の方が運営ができなくなった、計画どおりのことができなくなった場合、例えば破産をしたとか、撤退するようなことがあった場合、市はそういった損益に対して、担保をとってどのようにやるのか。今、このニチイグリーンファームさんの親会社というのは、株式会社ニチイ学館という非常に大きな大手企業ですが、その親会社がきちんと責任をとるのかどうか。契約書にそういったことをきちんと明記されてあるのか、そういった一文を明記しておく必要があるんじゃないかと考えますが、この点、市はどのようにお考えでしょうか。それが伺いたいのが1つ。

2つ目は、来年の4月開園というようなことなんです、ひめはるの里といいますと、これから花菖蒲の時期になりますが、ことしはその時期だけ開けたりするのか、そういったことをするのか。または、一応ひめはるの里ということは、花菖蒲ということで皆さん大体知れ渡っておりますので、そこら辺の、開園しなければいけない、するならするなりの周知、そういったのをどのようにするお考えなのか、その2点をお伺いしたい。以上です。

○議長（常泉健一君） 経済部次長、山崎春雄君。

○経済部次長（山崎春雄君） まず第1点目の再質問で、契約上のトラブルということなんですけれども、こちらにつきましては、本契約におきまして、契約書の第20条におきまして、先ほど議員おっしゃいました、親会社であります株式会社ニチイ学館が連帯保証人となっておりまして、契約から生じる一切の責務について保証するとともに、履行後の責めを負うこととなっておりますので、万が一の場合は親会社でありますニチイ学館さんから保証がとれているという状況でございます。

第2点目なんですけれども、施設を花菖蒲の時期にはどうかというお話なんですけれども、

先ほどもちょっと説明させていただいたんですけれども、来年の4月1日にオープンするためには、早速工事に入っているという状況でございまして、市といたしましても、借り手であります方に、その時期だけでもということは要望はさせていただいたんですけれども、アイリスの植栽や花菖蒲の植え替え等、造成工事に入ってしまうということで、大型車両等が出入りいたしますので、万が一そういう形で市民の方等を入れた場合に事故等が考えられるということで、申しわけないんですが、来年の4月開園まで待っていただきたいという結果でしたので、そういう形でお願いしたいと思います。周知につきましては、市の広報誌、きょう各議員にお話ししまして、6月1日号の広報に掲載するとともに、ホームページの掲載、看板の設置、あと、経済部の中にございます観光担当課とも協議いたしまして、結構、商工観光課のほうに市外から問い合わせがくるんですけれども、現在休園中なんですということで、新しく業者さんが決まりまして、来年度オープンを目指して努力していただいておりますので、来年には可能だと思いますということで回答しておりますので、ある程度私どもは周知の方法はとれていると思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（常泉健一君） 平議員、よろしいですか。

他にございませんか。加賀田議員。

○13番（加賀田隆志君） 無償貸付の理由がここに書いてあるんですけれども、もう一度、有償、無償の場合の無償貸付にした根拠を確認したいと思います。

それと、今回無償の貸付としたんですが、同様なケースが起きた場合に、このことが無償、有償の足かせにならないかどうかということを確認したいと思います。以上です。

○議長（常泉健一君） 経済部次長、山崎春雄君。

○経済部次長（山崎春雄君） 無償貸付なんですけれども、ひめはるの里の建物等につきましては、開園以来二十数年が経過いたしまして、建物につきましては残存価格というのがございます。建物の老朽化が著しいということで、残存価格が大変減ってきておるということなんですけれども、今後入園者を増やしていくためには、現在の施設ではお客様が呼べないということで、今回、業者さんをお願いしまして、施設の修繕と改修等をしていただきまして、それには建物を私どもが修理をして業者さんにお貸しするには余りにも負担がかかるということでございまして、業者さんの負担ということで、それがために無償という形で貸し付けるという形にさせていただきました。今後、また同じようなことが出て、これが前例とならないかということなんですけれども、これにつきましては、今後同じような問題が出てきました場合には、また議員の皆様にご意見を聞きながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（常泉健一君） 加賀田議員、よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。平議員。

○9番（平ゆき子君） 2点ほどお伺いをいたします。

個人住民税における住宅ローンの特別控除、この制度に伴って市の税の歳入、これは減税収となってしまうんですが、この補てんがあるのかどうか、これをお伺いしたいのが1つ。

次に、上場株式の配当及び譲渡益に係る軽減税率、これが延長されたわけですが、この措置の恩恵を受けているのは主に高額所得者、要するに大金持ちの優遇税制、このように言われているわけですが、今回の改正で軽減税率の取り扱い、これはどのようになるのかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（常泉健一君） 当局の答弁を求めます。企画財政部次長、片岡 繁君。

○企画財政部次長（片岡 繁君） お答えさせていただきます。

個人住民税におきまして、この住宅ローン控除を行うということになりますと、確かに市税の収入というのは減ってまいります。これは、ただし、減収補てん特例交付金ということで、後ほど全額国のほうから補てんされるということになっております。

それから、2つ目の上場株式等の配当及び譲渡益の軽減税率の延長ということですが、確かに平議員が言いましたように、金持ち優遇税制という言葉も聞いてはおりますが、そのほかにも、第2の年金として、定年退職を迎えた方たちが株式、または投資信託等を行って、第2の年金等でやっておるということも経済紙等で読んでおります。本来でございますと、平成20年末をもちまして、所得税と合わせますと10%の軽減税率というのはなくなりまして、21年からは本来の所得税合わせますと20%の税率ということになっております。しかしながら、昨年の秋からのリーマンショック、その他、景気の急激な悪化によりまして、株価も大きく下落をして、現下の金融経済環境をかんがみまして、金融市場を活性化させるという観点から、現行税率の延長を行うということになったそうでございます。平成21年1月1日から平成23年

12月31日までの間の配当及び譲渡益につきましては、引き続き10%の軽減税率が適用されるということでございます。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 平議員、よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、報告第4「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を許します。平議員。

○9番（平ゆき子君） 国保の税の賦課徴収条例のことなんですが、この国保に上乗せしてある介護給付金の課税の限度額、これを対象者は、40歳から64歳までの人を対象にした介護給付金のあれなんですが、課税限度額を9万円から10万円、1万円引き上げたことによって、茂原市では何世帯に影響があり、税額はどれだけ増額するのか、このことをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（常泉健一君） 市民環境部次長、渡邊輝夫君。

○市民環境部次長（渡邊輝夫君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

平成19年中の所得で算定をいたしますと、840世帯に影響がありまして、750万円ほど税収が増えるものと考えております。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 平議員。

○9番（平ゆき子君） 答弁を受けまして、この4月で介護保険、これは見直しで介護報酬の引き上げ、または利用料、利用者が多くなったということで、利用者の利用料も増える。また、こういった国保のように、各医療保険者の負担金が増加する、これは考えられることなんですが、この2号保険者、要するに40歳から64歳までの保険者の1人あたり、これでどれだけの負担増とされるのか、今回のこの引き上げで。それをお伺いしたいと思います。

○議長（常泉健一君） 市民環境部次長、渡邊輝夫君。

○市民環境部次長（渡邊輝夫君） 2号被保険者1人あたりの負担額につきましては、平成20年度は4万9633円ございまして、平成21年度は5万246円でありまして、613円の増額となります。本市の2号被保険者数を乗じますと、約710万円ほどの負担増となります。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 平議員、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、次に、議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めるこ

とについて」の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。平議員。

（9番 平ゆき子君登壇）

○9番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

反対する案件は、報告第3号、茂原市税条例の一部改正する条例の制定について、報告第4号、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正する条例の制定についての専決処分に反対し、その理由を述べます。

初めに、報告第3号、茂原市税条例の一部改正について述べます。今、日本社会が直面している貧困と格差の新たな広がり、国民全体の所得が連続的に低下する中で、貧困層が広がるという戦後初めての異常な事態です。この根底には、自公政権が押し進めた構造改革路線による雇用破壊、社会保障や税制の相次ぐ改悪が拍車をかけています。特に税制改悪では、金持ち減税、庶民に増税という逆立ち税制改革が押し進められてきました。こうした中で、この条例改正は地方税制の改正に伴うもので、住宅ローン特別控除は控除可能額を過去最高額の9万7500円に引き上げ、住民税から控除できることとし、これに伴う減収額は全額が減収補てん特別交付金で補てんされるとしています。しかし、急増している明日の生活に困窮する人々には全く手の届かない対象の住宅ローン減税です。また、上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率の延長などはひと握りの富裕層への優遇減税であり、貧困と格差拡大が深刻な社会問題になっている中では、こうした逆立ち税制を正すことであり、直ちに撤廃すべきです。こうした立場から、本案件に反対するものです。

次に、報告第4号、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について述べます。これは、国保税の介護保険分である40歳から64歳までを対象にした介護納付金賦課額の1世帯あたりの年間課税限度額が9万円から10万円に引き上げられたものです。現在、限度額いっぱい

保険料となっている世帯の割合は４％とされています。上限を引き上げること、すなわち高額所得者の保険料を引き上げることで中間所得層の負担を軽減するとしています。茂原市では、21年度の介護給付金は約５億円で、今回、課税限度額を引き上げたことによる増税額は750万円です。これは給付金全体から見ても微々たるもので、限度額を引き上げても中間所得層や低所得者層の負担軽減につながるものではありません。国保税が払いたくても払いきれない、高い国保税になって、中間所得層や低所得者層が苦しいのは、１つは国が国庫負担を削減したこと、さらに、国は税の平準化として、応益割と応能割を50％と50％にする指導を行い、所得に関係のない応益割の引き上げをしたことに根本問題があります。また、介護保険は施行されてことで10年目ですが、高齢化で利用者が増えたり、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると保険料や利用料が値上げになるという介護保険の大きな矛盾を抱え、保険料だけ取り立てて介護なしの深刻な問題も広がっています。これもまた国の国庫負担削減が最大の原因です。今回の介護保険分については、国庫補助増額及び準備基金の活用等で引き上げ中止こそ必要な措置ではないでしょうか。

以上の理由で、本件に反対するものです。

以上で討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） なければ、討論を終結します。

これより採決を行います。

最初に、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。したがいまして、報告第１号は承認することと決定しました。

次に、報告第２号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。したがいまして、報告第２号は承認することと決定しました。

次に、報告第３号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（常泉健一君） 起立多数と認めます。したがいまして、報告第3号は承認することと決定しました。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することと賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（常泉健一君） 起立多数と認めます。したがいまして、報告第4号は承認することと決定いたしました。

次に、議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することと賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（常泉健一君） 起立多数と認めます。したがいまして、議案第1号は同意することと決定しました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議長の選挙
2. 議席の指定
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 副議長の選挙
6. 発議案第1号の上程説明並びに審議
7. 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任
8. 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

9. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
10. 議案の上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

1 番	飯 尾 暁 君	2 番	前 田 正 志 君
3 番	矢 部 義 明 君	4 番	金 坂 道 人 君
5 番	中 山 和 夫 君	6 番	山 田 きよし 君
7 番	細 谷 菜穂子 君	8 番	森 川 雅 之 君
9 番	平 ゆき子 君	10 番	鈴 木 敏 文 君
11 番	ますだ よしお 君	12 番	田 丸 たけ子 君
13 番	加賀田 隆 志 君	14 番	腰 川 日出夫 君
15 番	伊 藤 すすむ 君	17 番	勝 山 穎 郷 君
18 番	初 谷 智津枝 君	19 番	三 橋 弘 明 君
20 番	関 好 治 君	21 番	早 野 公一郎 君
22 番	三 枝 義 男 君	24 番	市 原 健 二 君
25 番	田 辺 正 和 君	26 番	金 澤 武 夫 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長 (行政推進部長)	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	松 本 文 雄 君
企画財政部長	平 野 貞 夫 君	市民環境部長	風 戸 茂 樹 君
健康福祉部長	古 山 剛 君	経 済 部 長	川 崎 清 一 君
都市建設部長	古 市 賢 一 君	教 育 部 長	國 代 文 美 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	中 山 茂 君	企画財政部次長 (市民課長事務取扱)	片 岡 繁 君
企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	今 関 正 男 君	市民環境部次長 (生活課長事務取扱)	渡 邊 輝 夫 君
健康福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	大 野 博 志 君	経 済 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心街活性化担当)	山 崎 春 雄 君
都市建設部次長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	河 野 正 善 君	都市建設部次長 (都市政策課長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区 土地地区画整理担当)	酒 井 達 夫 君
教 育 部 次 長 (庶務課長事務取扱)	斉 藤 勝 君	職 員 課 長	相 澤 佐 君
企画政策課長	岡 本 幸 一 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	金 坂 正 利
主 幹	鈴 木 均
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

☆ ☆

○議長（常泉健一君） これをもちまして、平成21年茂原市議会第1回臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

午後3時01分 閉会

☆ ☆

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月2日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 矢 部 義 明

茂原市議会議員 金 坂 道 人